

5. 障害福祉サービス支給に関する ガイドライン(地域移行系サービス)

1 地域移行支援	2
2 地域定着支援	4
3 自立生活援助	6

令和5年2月
神戸市

1 地域移行支援

1. サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、地域における生活に移行するための住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

下記の支援等を一体的に実施

- ① 地域移行計画作成会議の開催・地域移行計画の作成
- ② 訪問相談
- ③ 同行支援
- ④ 関係機関との連絡調整
- ⑤ 障害福祉サービスの体験利用
- ⑥ 一人暮らしに向けた体験宿泊

2. 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
(障害支援区分の認定は不要。ただし、障害支援区分認定調査は必要。)

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している障害者
- ② 障害者支援施設等に入所している15歳以上の障害者みなしの者
- ③ 精神科病院に入院している精神障害者 ※

※1 直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象

1年未満である者についても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者については対象。

※2 精神科病院には精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。

※3 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含む。医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

(平成26年4月より、④～⑥が新たに追加)

- ④ 生活保護法第38条に規定する救護施設、更生施設に入所している障害者
- ⑤ 矯正施設に入所し、特別調整対象者に選定された障害者のうち、退所するまでの間に指定一般相談支援事業者が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる障害者

(給付対象となる矯正施設の種類)

刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院

- ⑥ 矯正施設を退所し、更生保護施設等に入所した障害者

(給付対象となる施設の種類)

更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

注1) 申請者が、退所・退院先を生活保護法に基づく救護施設を想定している場合は対象外。

注2) 申請者が、介護保険対象者の場合、障害者であって上記の要件を満たしている場合は対象。

3. 標準支給量

地域移行支援	各月当該月の日数
--------	----------

4. 支給期間について

原則 6ヶ月まで

- ・この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。
- ・更なる更新（1年以上の更新）については、別途指定一般相談支援事業者、施設、精神科病院からの提出書類に基づき、個別に審査をおこなう。

5. 利用者負担について

- ・サービスにかかる利用者負担はなし
- ・外出時の交通費、食事代等は自己負担

※各指定一般相談支援事業者は、サービス提供地域を定めており、利用者がそのサービス提供地域を越えて支援を受ける場合、それに要した交通費の支払いを求められる場合がある。

2 地域定着支援

1. サービス内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

2. 対象者

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者

(障害支援区分の認定は不要。ただし、障害支援区分認定調査は必要。)

- ① 居宅において単身で生活する障害者
- ② 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- ③ 家族との同居から1人暮らしに移行した障害者
- ④ 認定調査項目「2-10 日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3 コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当（※）し、地域生活が不安定な障害者

(※) 障害支援区分の認定調査項目

認定調査項目「5-6 日常の意思決定」の「2.特別な場合を除いてできる」「3.日常的に困難」「4.できない」、又は「6-3-ア 意思伝達」の「2.ときどきできる」「3.ほとんどできない」「4.できない」に該当

注1) 共同生活介護・共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者は、通常、当該事業所の世話人等の対応となるため、対象外。

注2) 医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

3. 標準支給量

地域定着支援	各月当該月の日数
--------	----------

4. 支給期間について

原則 1年間まで

- ・対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。

- ・更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。

5. 利用者負担について

サービスにかかる利用者負担はなし

※各指定一般相談支援事業者は、サービス提供地域を定めており、利用者がそのサービス提供地域を越えて支援を受ける場合、それに要した交通費の支払いを求められる場合がある。

3 自立生活援助

1. サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

2. 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していった障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記サービス内容の支援を要する者。

【具体例】

(1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

(2) 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者*

(3) 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者*

※(2)(3)自立生活援助による支援が必要な者の例

- ① 地域移行支援の対象者要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ② 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し 等）
- ③ その他、市町村審査会（非定型審査会）における個別審査を経てその必要性を判断した上で適切と認められる場合

3. 標準支給量

各月該当月の日数

4. 標準利用期間

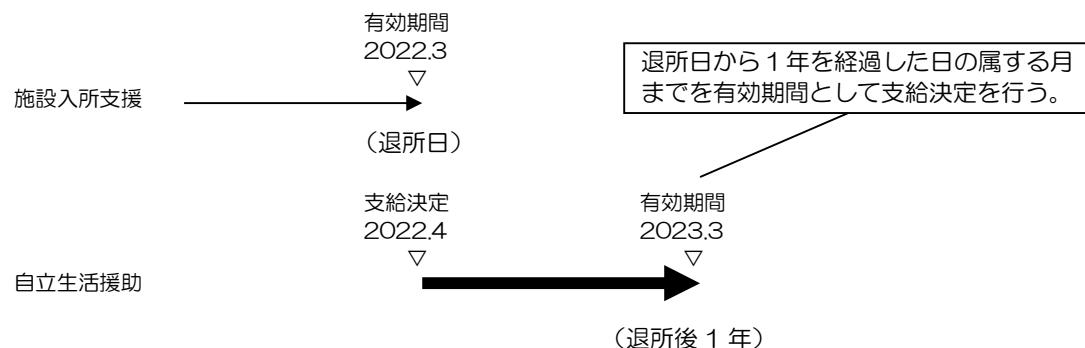
1年間

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会（非定型審査会）の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である（必要に応じて更に更新可）。

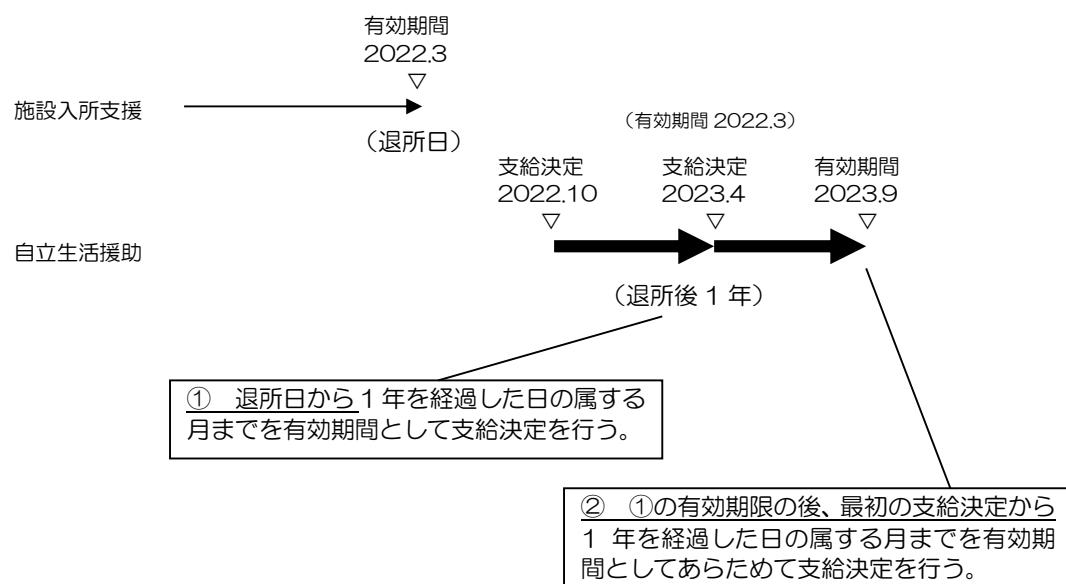
5. 具体的な取扱い

自立生活援助は、施設等から地域生活に移行した者である場合には、当該施設等を退所等した日から一年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から一年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとする。なお、それ以外の対象者については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとする。

例1) 退所と同時に自立生活援助を支給決定する場合



例2) 退所後一定期間を経過してから自立生活援助を支給決定する場合



6. 併給調整関係

- ・就労定着支援は自立生活援助の支給内容を包含するため、就労定着支援との併給はできない。
- ・自立生活援助は、障害者が自立した地域生活を営む上での各般の問題に対し、居宅への訪問や随時の相談対応等により当該障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行うものであり、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給はできない。

7. 転入先市町村における転入時の事務

標準利用期間が設定される訓練等給付対象サービス（自立訓練、就労移行支援、自立生活援助）について、転出・転入前後においてサービス利用を継続する場合は、転入先市町村における支給決定は、個別支援計画に基づく訓練経過を踏まえた支給決定を行う（転出・転入に伴い、利用する自立訓練事業所、就労移行支援事業所又は自立生活援助事業所を変更する場合であっても、基本的には事業所間で連絡調整を行い、前事業所での個別支援計画に基づく訓練経過を踏まえた訓練の継続がなされることが通常と考えられる。）

8. 介護保険との適用関係

自立生活援助は、サービス内容や機能から介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるサービスであるため、介護保険サービスの対象となった者であっても自立生活援助の支給決定は可能である。